

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件名
令和4年度昇降機点検保守業務（沖縄職業総合庁舎）
- (2) 仕 様
入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行場所
沖縄職業総合庁舎（那覇市おもろまち1丁目3番25号）
- (4) 履行期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日

2. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (2) 令和01・02・03年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の九州・沖縄地域において「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」、又は「D」の等級に格付けされる者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 労働保険・社会保険の制度が適用されるものにあつては、これに加入し滞納がない者
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数43.5人未満の企業は除く)
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) ア「次世代育成支援対策推進法」イ「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。(常用労働者数アは101人未満、イは301人未満の事業主は除く)
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付日時等
日時 令和4年3月8日(火)～令和4年3月22日(火)9:00～17:00(土日祝日除)
場所 沖縄労働局総務部総務課 会計第一係
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)
- (2) 入札を希望する者は、入札説明書・仕様書の交付を受け令和4年3月22日(火)17:00まで入札参加申込みを終了すること。また、下記4(1)により紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること。

4. 入札

- (1) 本案件は電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (2) 入札書提出期限及び場所
日時 令和4年3月23日(水) 12:00 まで
場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

5. 開札

日時 令和4年3月23日(水) 14:00
場所 沖縄労働局総務部総務課
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

6. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 入札の無効
上記2の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札者の記載金額について
落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、契約期間中に最低賃金額が改定される可能性があることを考慮して金額を算出すること。
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無
- (7) 契約書の作成の有無 有
- (8) 積算内訳書の作成の有無 有
- (9) 詳細は入札説明書・仕様書による。
- (10) 問い合わせ先
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎1号館4階)
沖縄労働局総務部総務課会計第一係 担当 河野
電話 (098) 868-4003

以上公告する。

令和4年3月8日

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 向山 和紀